公共施設へのPPA方式（第三者所有型モデル）による

太陽光発電設備導入事業　公募型プロポーザル実施要領

１　目的

　　この要領は、伊豆の国市（以下「市」という。）が、所管する公共施設（以下「施設」という。）で使用する電力において、第三者所有型モデル（以下「PPA方式」という。）による太陽光発電設備導入に加え、提案者が有する知見や技能及び経験等を活用して、エネルギーの地産地消、脱炭素型社会の実現及び持続可能なまちづくり等に資する提案を求め、総合的な観点から最も優れた提案者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

２　事業概要

（１）事業名称

　　　公共施設へのPPA方式（第三者所有型モデルによる）太陽光発電設備導入事業

（２）事業内容

　　　詳細は、別添「業務仕様書」のとおり。

　　①　PPA方式による太陽光発電設備導入事業

　　　ア　発電事業者は、別紙１「（１）太陽光発電設備導入候補施設」の屋上等に自己の所有する太陽光発電設備、付帯設備（以下「設備」という。）を設置することにより、当該施設への電力を供給すること。設備は、発電事業者が運転・維持管理等を行い、事業終了後はメンテナンスを行ったうえで、市に無償譲渡するものとする。

　　　イ　運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。

　　　　　なお、国等の補助事業を活用する場合は、当該補助事業の規定に従い、設置時期、運転開始時期等を設定すること。

　　　ウ　候補施設に対して、電気料金単価を個別に提案すること。

　　②　付加提案

　　　　本プロポーザルにおいて、提案者は自身が有する知見や技能及び経験等を活用して、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、持続可能な循環型社会の形成等、市の環境政策に資する付加提案を行うことができることとする。

　　　　なお、付加提案は、市が全てを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、市と提案者において引き続き協議するものを含むものとする。

（３）事業者の選定方法

　　　公募型プロポーザル方式

３　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加できる者は、自らが提案する業務を遂行する能力を有する単独法人又は複数の法人で構成する共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

　　共同企業体で応募する場合は、（１）から（３）は構成する法人（以下「構成員」という。）のいずれかが満たす要件とし、（４）から（６）は全ての構成員が満たす要件とする。また、あらかじめ本プロポーザルに必要な諸手続きを一貫して担う代表者を定めるとともに、各構成員の役割を明確にすること。

（１）電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の３の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていること。

（２）参加申込書提出時において、静岡県内に本社又は営業所を有すること。

（３）静岡県内において、本事業と類似の事業履行実績（施設の屋上等における太陽光発電設備等の導入）を有すること。ただし、実績は本市における実績でなくても構わない。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと及び参加申込書提出期限の日以降において、伊豆の国市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）申込書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第72号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年３月27日条例第10号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施の公表 | 令和5年 1月20日 |
| 参加申込書受付期間 | 令和5年 1月23日～令和5年 2月 3日 |
| 質問受付期間 | 令和5年 1月23日～令和5年 2月 3日 |
| 提案書受付期間 | 令和5年 2月 3日～令和5年 2月20日 |
| 審査委員会（ヒアリング）実施 | 令和5年2月下旬 |
| 事業実施候補者選定 | 令和5年2月下旬 |
| 現地調査・契約内容協議 | 令和5年3月上旬 |
| 契約締結 | 協議が整い次第速やかに |

５　参加申込手続

　　本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

　　なお、参加申込後、最優秀提案者が選定されるまでは、参加を辞退することができる。

（１）受付期間

　　　令和５年１月23日（月）～令和５年２月３日（金）　17時

（２）提出先

　　　〒410-2396　静岡県伊豆の国市田京299-6

　　　伊豆の国市市民環境部環境企画課

　　　電　話：0558-76-8002

　　　メール：kankikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

（３）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 添付書類等 |
| 参加申込書 | 様式１ | 会社案内パンフレット等 |
| 類似事業実績が分かる資料 | 任意様式 |  |
| 暴力団の関与がないことの誓約書 | 様式７ |  |

（４）提出方法

　　　持参又は郵送

　　　※郵送の場合、発送後に提出先まで電話連絡を行うこと。

（５）提出部数

　　　１部

６　参加資格の確認及び提案書の提出を要請する者の選定

　　市は、「３　参加資格要件」に定める参加資格要件を満たすか確認し、参加希望者に参加資格の有無を通知する。参加資格を有すると認められた者に対しては、提案書の提出を要請する。

（１）通知方法

　　　参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

（２）参考資料の交付

　　　参加資格を有すると認められた者に対し、候補施設に関する参考資料を交付する。

　　※参考資料

　　　・設置場所平面図

　　　・施設平面図（電気室位置）

　　　・単線結線図

　　　・施設の１年間の電力使用量の30分値

　　　・現在の契約電力の情報（高圧／低圧、デマンド）

（３）その他

　　　参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、市が通知した日の翌日起算で、閉庁日を除く５日後の午後５時までに参加申込書提出先まで提出しなければならない。市は、上記書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

７　質問の受付及び回答

　　本プロポーザルに関する質問は、参加申込書・企画提案書等に関する提出書類並びに事業実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

（１）受付方法

　　　質問書（様式２）を添付し、本実施要領「５　参加申込書（２）」のメールアドレスへ送信すること。

（２）受付期間

　　　令和５年１月23日（月）～令和５年２月３日（金）17時必着

（３）回答方法

　　　参加申込書に記載されたメールアドレスへ随時回答する。なお、質疑の内容がプロポーザルに参加しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、参加資格を有する者全員にその内容を通知するものとする。

８　提案書の提出

　　本プロポーザルへの参加資格があると認められ、提案書の提出を希望するものは、本実施要領「９　提案書の作成」に基づき、提案書類を作成の上、提出するものとする。

（１）受付期間

　　　令和５年２月３日（金）～令和５年２月20日（月）17時必着

（２）提出方法

　　　持参又は郵送

　　　※郵送の場合、発送後に提出先まで電話連絡を行うこと。

（３）提出書類

　　①　事業提案（様式３）

　　②　業務遂行能力（様式４）

　　③　チェックリスト（様式６）

　　※　以下は、付加提案を行う場合のみ提出すること。

　　④　付加提案概要書（様式５）

　　⑤　業務工程表（任意様式）

（４）提出部数

　　　正本各１部、副本各８部

（５）提出先

　　　〒410-2396　静岡県伊豆の国市田京299-6

　　　伊豆の国市市民環境部環境企画課

　　　電話：0558-76-8002

（６）その他

　　①　提案書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した提案書類を無効とし、選定の対象外とする

　　②　提出された提案書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　　③　提案書類提出後の差替え及び再提出は認められない。

９　提案書の作成

（１）PPA方式による太陽光発電設備導入事業

　　　提案は、別紙１「候補施設一覧」の候補施設の屋上又は屋根への太陽光発電設備の設置を提案するものとし、次の項目について行うこと。ただし、施設の状況等を踏まえ、より効率的な発電が可能な場合は、屋上又は屋根以外への提案も妨げない。

　　①　事業提案（様式３）

　　　　アからイを必須事項として含めること。

　　　ア　事業概要及び特徴

　　　　　事業概要及び特徴を記載すること。

　　　イ　各施設への設備設置

　　　　　施設ごとの設備設置について、次の(ｱ)～(ｻ)の内容を考え方等も含めて作成する

こと。

　　　　(ｱ) 太陽光発電設備の設置場所を示す図面と設置面積（㎡）

　　　　(ｲ) 設置方法（架台等）

　　　　(ｳ) 太陽光発電設備定格出力（kW）

　　　　(ｴ) 想定年間発電量（kWh/年）

　　　　(ｵ) 想定年間使用電力量（kWh/年）

　　　　(ｶ) 想定自家消費量（kW/年）及び自家消費率（%）

　　　　(ｷ) 想定単価（円/kWh　税抜）　※小数点第２位まで記入すること。

　　　　(ｸ) 想定年間使用電気料（円/年　税抜）

　　　　(ｹ) 契約年数

　　　　(ｺ) 設備設置に関し配慮した事項

　　　　(ｻ) 蓄電池の導入を想定する場合は、蓄電池の容量（kWh）

　　②　業務遂行能力（様式４）

　　　　アからカを必須事項として含めること。

　　　ア　事業実施体制図

　　　　　代表事業者名、構成関連事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を示すこと。

　　　イ　施工計画図

　　　　　施工計画の概要、実施体制、スケジュールについて記載すること。

　　　ウ　維持管理計画

　　　　　運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画等）、実施体制、スケジュールについて記載すること。

　　　エ　資金計画

　　　　　工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画について記載すること。

　　　オ　故障、緊急時の対応体制図

　　　　　故障、緊急時の対応体制について記載すること。

　　　カ　事業実施中のリスクに対する対応

　　　　　損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

（２）付加提案

　　①　付加提案概要書（様式５）

　　　　他の施設への再生可能エネルギー導入拡大等、脱炭素社会の実現に向けた付加提案を行う場合は、実施することによって得られる効果（可能な限り定量的に表現したもの）、提案者における提案を遂行するための体制、費用負担等の概略を簡潔にまとめて示すこと。

　　②　事業工程表（任意様式）

　　　　様式５で提案した業務を実現するための工程について概略を示すこと。

（３）チェックリスト（様式６）

　　　様式６の記載項目について、様式３、様式４及び様式５に記載したものに○を付けること。

（４）留意事項

　　①　提案は、文書で簡潔に記載すること。

　　②　複数枚に及ぶ場合は、各ページに通し番号を付けること。

　　③　写真、イラスト、イメージ図、表を使用して、分かりやすい表現となるよう工夫すること。

　　④　文字は注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとすること。

　　⑤　多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

　　⑥　商号又は名称は、様式３表紙及び様式５の正本のみに記載することとし、その他の全ページにおいて、提案者を特定、識別できるような内容（商号、名称及び会社のロゴ等）は記載しないこと。

　　⑦　専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは、注釈を付けること。

10　選定方法

（１）審査委員会の設置

　　　提出のあった提案書を評価するため、有識者等を構成員とする審査委員会を設置する。なお、審査委員会の内容は非公開とする。

（２）審査委員会の開催及びヒアリングの実施

　　　提案内容を確認するため、次のとおり審査会を開催し、提案書を提出した者（以下「応募者」という。）に対してヒアリングを行う。

　　①　開催時期

　　　　令和５年２月下旬

　　②　時間・実施場所

　　　　詳細については、応募者に別途通知する。

　　③　出席者

　　　　１応募者あたり総括責任者を含む３名以下とする。

　　④　実施方法

　　　　提案書に基づき口頭で説明すること。説明時に使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備する。その他必要な機器は応募者が用意すること。

（３）選定手続

　　　審査委員会は、公共施設へのPPA方式による太陽光発電設備導入事業公募プロポーザル審査方針に基づき、提出された提案書の内容について、審査及び評価を行い、出席委員の評価点の合計点が最も高い応募者を第１順位者（事業実施候補者）として決定する。第１順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第１順位者（事業実施候補者）を決定する。それでも決しない場合は、委員長が第１順位者（事業実施候補者）を決定する。

（４）選定結果（事業実施候補者の特定・非特定）の通知

　　　選定結果について、書面により通知するものとする。

　　①　通知時期

　　　　令和５年２月下旬

　　②　その他

　　　　選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、市が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければならない。市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11　契約等

（１）市は、審査委員会の審査結果に基づき、適切と認められた第１順位者を事業実施候補者

とし、契約内容についての協議を行う。

（２）事業実施候補者は、プロポーザルに基づき、候補施設の現地調査、設備容量検討、必要に応じて構造調査等を実施し、市と契約内容について詳細協議を行う。

（３）市と事業実施候補者との間で協議が整い次第、契約を締結する。

（４）提案書は、事業実施候補者の特定を目的とするものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

（５）事業実施候補者が契約締結までの次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、審査委員会において次順位であった者を新たな事業実施候補者として手続きを行うものとする。

　　①　本実施要領「３　参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

　　②　参加資格又は提案内容が無効となったとき

　　③　その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき

12　提出された情報の取扱い

（１）本プロポーザルのために提出された情報については、事業実施候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

（２）本プロポーザルのために提出された情報については、他の者に知られることのないように取扱う。ただし、「情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

（３）提出された書類は、事業実施候補者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

（４）本プロポーザルの作成のために市において作成された資料は、市の了解なく公表、使用することはできない。

（５）本プロポーザルの提案書に虚偽の情報を記載した場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、市の業者選定において選定を見合わせることがある。

13　無効となるプロポーザル

　　以下に示すような場合は、プロポーザルを無効とする場合がある。

（１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（２）提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

（３）提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（４）提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（５）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

（６）虚偽の内容が記載されているもの

（７）本プロポーザルに関して審査委員会委員と接触があった者

（８）ヒアリングに出席しなかった者

14　その他

（１）提案書の作成及び提出等に係る経費は、応募者の負担とする。

（２）手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　①　言語　日本語

　　②　通貨　日本国通貨